

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆上場会社のアナリストレポート発行のお知らせ

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. マーケットニュース

4. セミナー情報

5. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 5. コラムを抜粋しております。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 156

1. 最近の有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告事案について

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、開示検査の結果、以下の2事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

- ・ H28.3.29 新日本建設株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載
（ http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160329-1.htm ）
- ・ H28.3.29 株式会社フード・プラネットに係る有価証券報告書の虚偽記載
（ http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160329-2.htm ）

【事案の概要等】

（１）新日本建設株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載

新日本建設株式会社（以下「新日本建設」といいます。）では、平成 18 年 3 月期から平成 26 年 3 月期において、たな卸資産及び固定資産に関する価額を算定するため、不動産鑑定士（以下「甲鑑定士」といいます。）に鑑定評価を依頼しており、開発着手前のたな卸資産である不動産について、甲鑑定士による不動産鑑定結果に基づき期末評価額を算出していたほか、固定資産である不動産についても、減損損失の測定等のために甲鑑定士による不動産鑑定結果を用いていました。

このような中、新日本建設の不動産について甲鑑定士が過大な鑑定評価を行っていましたが、新日本建設は、同不動産鑑定結果について検証等を行わず期末評価額を算出していたことから、たな卸資産である不動産の帳簿価額に大幅な過大計上が認められたものです。

不適正な会計処理が発生した原因等として、取締役間の牽制不足、不動産開発担当部署と管理本部との間の連携不足、鑑定士の選定に関する審査及び鑑定結果の検証不実施などが把握されました。

（２）株式会社フード・プラネットに係る有価証券報告書の虚偽記載

株式会社フード・プラネット（以下「フード・プラネット」といいます。）は、平成 27 年 1 月 31 日以前は東証マザーズ市場に上場していたところ、平成 26 年 9 月期の連結売上高が東証マザーズの上場廃止基準（1 億円未満）に抵触するおそれが生じたことから、当該上場廃止基準への抵触を回避するため、売上を過大に計上しました。

本件不適正な会計処理は、フード・プラネットの代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、フード・プラネットの子会社による販売取引のように装うことにより行われ、この結果、フード・プラネットは、真実の売上高は 81 百万円であるところを 113 百万円と記載していました。

不適正な会計処理が発生した原因等として、法令等遵守意識・体制の欠如、内部統制の機能不全などが把握されました。

証券監視委としては、開示検査等を通じて正確な企業情報の迅速かつ公平な市場への提供の実現等を図ることにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護するため、今後とも、適切に対応してまいります。

2. グローバルアジアホールディングス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発について

証券監視委は、平成 28 年 3 月 28 日、金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出）の嫌疑で、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 1 名を東京地方検察庁に告発しました。

なお、東京地方検察庁は、本件告発を受け、同日、同嫌疑者を起訴していま

す。

【事案の概要等】

本件は、東京証券取引所のＪＡＳＤＡＱ市場に株式を上場していたグローバルアジアホールディングス株式会社（平成 26 年 9 月 12 日に株式会社プリンシパル・コーポレーションから商号変更、平成 27 年 9 月 12 日上場廃止）を犯則嫌疑法人とし、その代表取締役であった者を犯則嫌疑者とするものです。

犯則嫌疑者は、犯則嫌疑法人の業務に関し、平成 26 年 7 月 1 日、関東財務局長に対し、同法人の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの連結会計年度につき、営業保証金等合計 4 億 4500 万円の架空資産を計上する方法により、純資産が 5782 万 7000 円（1000 円未満切捨て。以下同じ。）であったにもかかわらず、純資産を 5 億 216 万 4000 円と記載するなどした虚偽の連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出していました。

最近は、犯則事件の規模や性質等に応じて、警察等と連携して調査を行うケースが増えてきており、本件も、警視庁と連携して実態の解明を進めてきたものです。本年 3 月 8 日には、同庁が金融商品取引法違反の容疑で嫌疑者らを逮捕していますが、証券監視委としても引き続き調査を進め、同法違反の嫌疑について犯則の心証を得たため告発したものです。

本件は、連結貸借対照表に計上された純資産の大半が架空資産の計上により水増しされていた事案であり、証券監視委としては、こうした重大・悪質な犯則行為に対しては、犯則調査の権限を行使し、引き続き厳正に対応してまいりたいと考えております。

（本件に関する公表文）

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160328-1.htm

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>